

議案第14号 朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

こども・健康部保険年金課

1 改正又は制定の目的又は趣旨

本議案は、令和9年度の埼玉県内保険税水準の準統一に向け、賦課方式を4方式から2方式に段階的に移行するため、国民健康保険税率等を改正するほか、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が令和7年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことから、本市においても同様の改正を行う。

また、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後の地方税法が令和8年4月1日から施行され、子ども・子育て支援納付金制度が創設されることに伴い、新たに税額、課税限度額等の規定を設ける。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険事業の健全な運営を図るため、国民健康保険税率等を次のとおり改正するもの

区分		令和7年度 (現行)	令和8年度 (改正後)	差
医療保険分	所得割額	7.6%	7.6%	±0%
	資産割額	20%	10%	▲10%
	均等割額	22,000円	34,000円	+12,000円
	平等割額	7,000円	4,000円	▲3,000円
後期高齢者	所得割額	2.3%	2.6%	+0.3%
支援金等分	均等割額	12,000円	14,000円	+2,000円
介護保険分	所得割額	2.0%	2.2%	+0.2%
	均等割額	12,000円	14,000円	+2,000円

(2) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円にそれぞれ引き上げるもの

(3) 子ども・子育て支援納付金制度の創設に伴い、次の規定ごとにそれぞれ税率等を定めるほか、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る子ども・子育て支援納付金被保険者均等割額について、全額減額する規定を併せて定めるもの

ア 所得割額	0.3%
イ 被保険者均等割額	1,800円
ウ 18歳以上被保険者均等割額	100円

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を3万円とするもの

3 規定の主な内容

(1) 第4条中「100分の20」を「100分の10」に、第5条中「22,000円」を「34,000円」に、第6条第1号中「7,000円」を「4,000円」に、第7条中「100分の2.0」を「100分の2.2」に、第8条中「12,000円」を「14,000円」に、第8条の2中「100分の2.3」を「100分の2.6」に、第8条の3中「12,000円」を「14,000円」に改正するほか、必要な改正を行う。

(2) 第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に、同条第4項中「24万円」を「26万円」に改正する。

(3) 第2条第1項に1号を加え、第2条に1項を加え、第8条の3の次に3条を加え、第12条の次に1条を加えるほか、子ども・子育て支援納付金制度の創設に伴う必要な改正を行う。

4 施行年月日等

令和8年4月1日から施行する。

この条例による改正後の朝霞市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

担当

こども・健康部保険年金課国民健康保険係
電話463-0283